

議提第7号

新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書

会議規則第14条の規定により、新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年5月19日 提出

提出者	北本市議会議員	桜井 卓
提出者	北本市議会議員	岡村 有正
提出者	北本市議会議員	日高 英城
提出者	北本市議会議員	高橋 伸治
提出者	北本市議会議員	諏訪 善一良
提出者	北本市議会議員	松島 修一
提出者	北本市議会議員	渡邊 良太
提出者	北本市議会議員	工藤 日出夫
提出者	北本市議会議員	黒澤 健一

北本市議会議長 滝瀬光一様

新型コロナウイルス感染症対策の充実を求める意見書

埼玉県においては令和2年4月7日に緊急事態措置が実施され、外出の自粛や施設の使用停止等の要請が行われたことで新規感染者数は減少の傾向にあるが、この傾向が継続するかどうかの判断は時期尚早であるとして、緊急事態措置が5月31日まで延長された。我が国では、経済活動を続けながら行動抑制により感染のピークを後ろにずらす戦略をとっており、今後も相当の長期間に渡り感染拡大防止の取組を継続しながら、感染の再拡大に備えなければならない。特に埼玉県は、人口10万人当たりの医師数及び一般病床数が全国最下位であることを踏まえ、検査及び医療体制の一層の強化を図る必要がある。

また、この度の緊急事態措置により休業や事業活動の縮小を余儀なくされ、収入や仕事、住居を失った人や、事業の継続を断念したり、存続が危ぶまれる事業者も少なくない。国や県でも様々な支援策を講じているものの、制度が十分に知られていない、申請手続きが煩雑である、入金までに時間が掛かるなどの理由で、経済的困窮や不安の解消には至っていないのが実情である。分かりやすく、使いやすい支援制度となるよう、不断の改善を図っていく必要がある。

県においては、新型コロナウイルスから県民の健康と生活を守ることはもとより、県民が安心して生活できる基盤を構築するとともに、経済活動の早期回復に資するよう、下記の事項について特段の措置を講ずることを要望する。

記

1 PCR検査体制の強化

新型コロナウイルスの感染の疑いがある者が速やかにPCR検査を受けられるよう、発熱外来PCRセンターの整備を促進すること。また、保健所及び衛生研究所の職員の確保等、体制の強化及び労務負担の軽減を図ること。

2 医療体制の強化

新型コロナウイルス感染症の軽症者等のための宿泊療養施設の確保及び当該施設における医療体制を確保すること。また、宿泊施設や自宅での療養者についてフォローアップを徹底するとともに、病状が悪化した場合には直ちに入院できるよう新型コロナウイルス感染症の病床を確保すること。さらに、医師・看護師等医療従事者及び病床を確保し、人口10万人当たりの医師数及び一般病床数の全国最下位からの脱出を図ること。

3 雇用の維持と事業の継続の支援

新型コロナウイルスの影響による休業について、労働基準法第26条の規定による休業手当が労働者に適切に支払われるよう、雇用調整助成金制度の周知を徹底すること。また、事業者向けの相談窓口を設置するなど、雇用調

整助成金の申請を促進するとともに、申請の支援を行うこと。

4 中小企業及び個人事業者支援の充実

緊急事態宣言を令和2年5月31日まで延長したことに伴い、埼玉県中小企業・個人事業主支援金の受給要件を見直し、令和2年5月7日から令和2年5月31日までに一定程度休業した事業者を対象に含めるなど、対象者を拡大すること。また、申請手続きの簡素化及び迅速な支給に努めること。

5 教育環境の整備による教育機会の確保及び教育格差の解消

遠隔学習を実施するための通信機器やオンライン学習のコンテンツを整備するなど、ＩＣＴの活用により全ての子どもたちの教育の機会を確保するとともに、教育格差の解消を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

埼玉県知事